

## 地方の役割分担に見合った税財源の拡充を求める意見書

真の分権型社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、地方税財源の拡充を図る必要がある。行政サービスの提供について、地方と国の割合は、約6：4であり、住民サービスの多くを地方が担っているが、それに必要な財源である地方税の収入割合は約4割でしかない。

その結果、多くの地方自治体では巨額の財源不足が生じている。地方自治体の財政状況改善のためには、まずは国から地方への税源移譲を行うことなどにより、地方税財源の拡充を図ることが重要である。しかし、平成20年度税制改正では、地方固有の法人事業税を地方間の財源調整に用い、東京都から毎年1,000億円超の財源が地方の税源偏在を解消することに使われた。このような対応は、厳に慎まなければならない。

ところが現在、国や全国知事会における学識経験者の検討会等では、地方税である法人住民税の一部国税化といった、特別区を含む都市部の財源を狙い撃ちにするような案が議論されている。検討されている案によると、都区財政調整交付金の原資である市町村民税法人分が減額されることになり、当区においては単純な試算で年間10億円を超える減収になる恐れがある。

千代田区では、急激に押し寄せる高齢化への対応や、保育園の待機児童対策等次世代育成への取り組み、昼間人口と夜間人口の格差が1.7倍という他に類を見ない地域特性による帰宅困難者対策、防災対策や放置自転車対策など、大都市特有の財政需要が顕著になりその対応が急がれている。このような実態を勘案すれば、単に税収の多さのみに着目して財政的に富裕であると断ずることは適当ではない。

地方の財源偏在を地方税による調整で解消しようとすることは、地方財政が直面している問題の根本的な解決にはつながらない。

よって、千代田区議会は、国会及び政府に対し、限られた地方税源の中で財源調整を行うのではなく、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月17日

千代田区議会議長  
嶋崎 秀彦

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣       あて  
総務大臣  
財務大臣